

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

名称（商号）

旅行業法に基づく事業廃止の届について

旅行業法第15条第1項及び旅行業法施行規則第38条第1項の規定に基づき、事業の廃止を届け出ます。

記

1 氏名又は名称（商号）

2 代表者氏名

3 住所又は所在地

4 登録番号

鹿児島県知事登録旅行業者代理業 第 号

5 事業廃止の年月日

6 事業廃止の理由